

「再生可能エネルギー電気卸供給約款」の見直し概要

1. 託送供給等約款の改定にともなう見直し

再生可能エネルギー電気卸供給約款では、「料金算定日」や「計量期間」の記載を、託送供給等約款を参照した記載にしておりましたが、託送供給等約款で新規で設定した受電側における概念である「受電側料金算定日」や「受電側計量期間」に合わせて変更を行っております。

2. その他今日的な見直し

(1) 承諾の限界における適用事由の見直し

当社は、特定の条件（料金の支払状況悪化等）に該当する場合、契約の新規のお申し込みをお断りさせていただくことがありますが、当該の条件について、託送供給等約款と同様に、「当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合」を追加いたしました。

(2) 料金の支払いの延滞が生じるおそれがある場合の支払期日の見直し

当社は、特定の条件（料金の支払状況悪化等）に該当する場合、支払期日を通常より短縮させていただく場合がございますが、託送供給等約款と同様に、支払いの延滞が生じるおそれがないと判断できる場合は通常支払期日に戻すことがある旨を追加いたしました。

(3) 解約条件の見直し

当社は、特定の条件（料金の支払状況悪化等）に該当する場合、既に締結済みのご契約を解約させていただく場合がございますが、当該の条件について、託送供給等約款と同様に、「当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合」を追加いたしました。

以上